

## 平成30年度 第1回 福岡県環境審議会 議事録

日時：平成30年7月23日（月）

10時00分～12時00分

場所：福岡県吉塚合同庁舎7階 特6会議室

### （環境政策課：鐘ヶ江企画広報監）

ただ今から、平成30年度第1回福岡県環境審議会を開催いたします。

私は、環境政策課企画広報監の鐘ヶ江と申します。本日の司会を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

議事に入ります前に、環境部長の関から御挨拶申し上げます。

### （環境部：関部長）

皆様、おはようございます。

本日は、大変暑い中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から私ども県の環境行政に御指導・御協力をいただいておりますことを、改めて御礼を申し上げます。

今年の7月の豪雨でございますけれども、本県におきましても大きな被害が発生しております。また、特に西日本地域を中心に大変な被害が生じておりまして、亡くなられました皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますと思います。

私ども県の環境部におきましては、特に県内の市町村のうち、災害廃棄物がたくさん生じた自治体等がございましたので、その状況について被災直後から情報収集に努めてまいりました。

特に、床上浸水等の家屋被害が多かった地域につきましては、他の自治体の応援や関係の団体の協力などの調整を進めてきております。

おかげさまで、災害廃棄物は、今のところ何とかしっかり各自治体で処理をされている状況でして、胸をなでおろしている次第でございます。

いずれにしましても、残っております災害廃棄物の処理につきまして、各市町村をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

さて、昨年度中に御審議をいただきました「福岡県環境総合ビジョン」ですけれども、おかげさまで本年3月に策定を終え、公表させていただきました。

この間御指導いただきました浅野会長をはじめ、各審議会の委員の皆様は心より御礼申し上げます。

今後は、このビジョンの内容に沿いまして、しっかりと環境行政、そしてそれぞれの施策の進捗状況を押さえながら、環境政策の進行に努めてまいりたいと考えております。

本日の審議会でございますけれども、部会決議の報告5件、環境部主要施策事業等の報告3件、その他の審議事項1件について御審議をお願いしております。

いずれにしましても本県の環境行政における重要事項でございます。委員の皆様から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

ここで事務局から御報告申し上げます。

本日は、会長及び委員35名中26名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。

したがって、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、前回の審議会以降、3名の委員が交代されています。

新たに委員に就任いただいた方を御紹介いたします。

福岡県猟友会の佐々木委員に変わしまして、事務局長の岩田睦博委員

九州経済産業局の新井委員に変わしまして、資源エネルギー環境部長の柳生勇委員

第七管区海上保安本部の筒井委員に変わしまして、警備救難部長の福本拓也委員です。

なお、本日は、下條委員、柳生委員、藤巻委員、福本委員につきましては、代理の方に御出席いただいております。

続きまして、今年度最初の審議会でございますので、本日出席いたしております福岡県環境部及び関係課の職員を紹介させていただきます。

まず、先ほど御挨拶を申し上げました環境部部長の関でございます。

(環境部：関部長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、環境部次長の吉留でございます。

(環境政部：吉留次長)

よろしくお願いいたします。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、環境政策課長の小磯でございます。

(環境政策課：小磯課長)

よろしく申し上げます。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、環境保全課長の野中でございます。

(環境保全課：野中課長)

よろしく申し上げます。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、循環型社会推進課長の佃でございます。

(循環型社会推進課：佃課長)

よろしく申し上げます。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、廃棄物対策課長の山口でございます。

(廃棄物対策課：山口課長)

よろしく申し上げます。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、監視指導課長の迎田でございます。

(監視指導課：迎田課長)

よろしく申し上げます。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、監視指導課廃棄物適正処理推進室長の市村でございます。

(監視指導課廃棄物適正処理推進室：市村室長)

よろしく申し上げます。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、自然環境課長の岩崎でございます。

(自然環境課：岩崎課長)

よろしくお願いします。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

続きまして、農林水産部畜産課長の山下でございます。

(畜産課：山下課長)

よろしくお願いします。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

最後に、農林水産部食の安全・地産地消課生産安全係長の山村でございます。

(食の安全・地産地消課：山村生産安全係長)

よろしくお願いします。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

それでは、本日用います資料の確認をお願いします。

お手元の配付資料及び事前に郵送でお送りさせていただいております資料につきましては、資料リストに示しているとおりでございます。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせくださいますようお願いいたします。

それでは、これからの議事進行は、浅野会長、よろしくお願いいたします。

(浅野会長)

それでは、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

大変暑い中ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

前回の本審議会開催以降の国の環境政策の動きについて、簡単に御紹介申し上げたいと思いますが、国では、第5次の環境基本計画が決定され、併せて第4次の循環型社会形成推進基本計画が決定されました。

2つの基本計画が同時に変わるというのはなかなか珍しいことですが、新しい考え方がいろいろと取り入れられており、特に循環型社会形成推進基本計画については、国連で決めております持続的な開発のための目標、SDGs（エス・ディー・ジー・ズ）と言いますが、これを全面的に取り入れるという考え方をとったものとなっております。

この点は既に、福岡県の環境総合基本計画の中では、それを先取りする形で取り入れて

おりますので、全体としては福岡県の方が先を行っているかな、と感じております。

また、国では、今回からすぐに基本計画の点検を始めるということになりました。計画を作ってすぐに点検を始めるとするのは珍しいのですが、今月の終わりからヒアリングを始め、皆様方がどのように環境のための取り組みをされているのかということを見て行くことになっています。

今回の環境基本計画は、今までのように「大気」とか「水」とかそういう作り方ではなく、もっと全体を統合的に捉えようという大きなくくりで、計画をまとめるというこれまでとは発想を変えた計画になっておりますので、統合的な取り組みといった、そういうことにも留意したいと考えられております。

次に、通常国会が終わりましたが、環境政策に関する法律がいくつか制定ないし改正されておりますので、御紹介します。

まず、「気候変動適応法」という法律が新たに作られました。温暖化防止対策の法律はこれまでもございましたが、実際に起こってしまった温暖化の影響、特に今回の豪雨のようなこともあるのですが、こういったことを想定しながら、あらかじめしっかりと社会のシステムを作らなければならないということが言われておりまして、これを「気候変動の適応」と言います。この適応策に関する国の方針をはっきりと法律で決めよう、更に自治体の取組についてもこれから積極的に進めていただくという趣旨で、新しい法律が作られました。

この適応の考え方について、福岡県では既に温暖化対策計画の中で項目を立てて取り入れておりますので、法律ができたからといって何か対応が必要ということはないわけですが、県がやろうとしていることが法律によってもしっかりと位置付けられたということになるかと思えます。

もう1つは、やや形式的な改正ですが、公害健康被害補償法では、大気汚染の健康被害については、その救済の費用を移動発生源、自動車の排気ガスによることもありますから、自動車にも負担してもらわなければいけないということを考えて、以前から自動車重量税の一部をこれに充てるということにしていました。しかし、この規定は10年に1回ずつ見直しをするということになっていて、ちょうど10年目が来るものですから、延長をするための法改正が行われました。もっとも今回は、今後10年ごとに見直しをしなくて済むようにというように少し工夫しまして、今後はこれを続ける、というふうに決めてしまいました。ただ、自動車重量税の制度が今後いつまで続くかよく分からないということがあるものですから、その点は心配でございます。

それ以外の法律として、結構大きなものがいくつかあるわけですが、例えば省エネ法という経済産業省の法律がございます。事業者に省エネの義務付けをするという、かなり細かい、行き届いた法律ですが、今回、複数の事業者が一緒になって省エネの努力をして成果を挙げたら、それをお互いが配分できる、言ってみれば、排出枠取引的な考え方が省エネ法の中に入りました。

省エネ法改正で、もう1つ大事な点は、これまでも荷主にも省エネの努力をしていただくことになっていましたが、荷主の概念が狭すぎるため、それをもっと広げようということになりまして、例えばインターネットで注文を取るような人たちも荷主という扱いになるように、「準荷主」という概念を新たに設け、そういう人たちにも省エネのできる配送の方法を考えていただく、というようなことが盛り込まれました。

これは、福岡県や自治体も考えていかなければいけないと思いますが、京都市などでは随分前から宅配便を自宅に届けるということについて、再配達をなくすための施策を懸命にやっています。こういうことは、今後省エネ法とタイアップして考えていかなければならないと思います。工夫はいろいろとあると思います。今、駅などで宅配が受け取れるロッカーなどが流行っていますが、そういうものをもっと公的に整備するとか、いろんな方法があると思います。

また、農薬取締法が改正されました。農薬取締法では、今まで農薬の有効期限を決めていましたが、これをやめました。それではどうなるのかということですが、一件ごとに認可されたときから何年で、と機械的に見直すやり方をやめ、農薬グループごとにまとめて見直しをすることができるようになりました。形式的に10年に1回見直し手続を行っていたものがより合理的にできるようになったので、大変大きな改正だと言えます。

また、農薬取締法では、人の健康への影響については随分考えていましたが、最近ミツバチが死んでしまうという問題があって、そういった環境、生物についての影響をもっと全面的に農薬の審査に取り入れよう、という考えが入ってきました。これも大きな改正かと思います。

さらには、「オゾン層保護法」という法律がありまして、フロンガスを規制してオゾン層の破壊を防止する取組を行ってきました。これは世界的にも効果を挙げてきており、オゾン層の保護はかなりうまくいくようになりましたが、フロンの代わりに、といて作られた物質が、温室効果という意味では非常に問題があるんですね。

これまでのやり方だと、先進国には規制はかかるけれども、途上国は何も規制がかかっていません。代替フロンについては、途上国はやりたい放題。これはおかしいのではないかと、ということで、国際条約がようやく動きまして、オゾン層保護の条約と言いながら、温室効果のある代替フロンについても使用禁止ということを条約で決めました。

ですから、日本もオゾン層保護法という、この条約に対応する法律を改正して、「特定物質」「代替物質」という言い方をしますが、従来の規制の対象でなかったものについても規制をするということになりました。

これについては、実はフロンの法律が別にあるものですから、それとの関係の調整が必要ではないかと随分議論しましたが、条約に関する対応が急がれるということで、とりあえずフロン法だけが改正されました。

最後に、これも条約絡みの話です。使用済みの船をスクラップにする、ということが行われていますが、人件費が安いと、ほとんど途上国が行っています。この途上国のスクラッ

プのやり方が非常に問題があり、環境汚染の原因になっています。

そこで、船を解体するときの規制を条約で厳しくするということになりました。船にどんな有害物質が材料として使われているか徹底的に調べ、それをリストアップしたものを船に載せていないと、条約の締結国に入れないという、かなり厳しい条約ができました。それによって途上国で解体するときも、この船はどんなものを使っているかということが分かるようにして、その国で環境配慮できるようにすることになりました。

これは条約ですが、その条約に対応するために、「船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律」ができて、日本の船もどういう物質を使っているかリストを載せていないと外国に入れなくなりました。その代わりに、外国の船も日本に入ってくるときは、リストがない船は入港拒否する、そういう仕組みとする法律ができました。

このように、環境関連の法律もいろいろと変わってきているということを御紹介しました。

それでは、まず部会で決議をいただきました内容について御報告いただきたいと思えます。

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」、前回の審議会ではこれを水質部会に付託をいたしましたので、その結果について、山崎部会長から報告いただきます。

(山崎水質部会長)

それでは、報告いたします。お手元の資料1を御覧ください。

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定」については、平成30年1月22日開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け、同日午後、豊前海流入河川及び遠賀川の類型指定について審議を行いました。

審議の結果、諮問案のとおり了承され、平成30年2月6日から同年2月19日にかけてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、意見等はありませんでしたので、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年2月27日に諮問案のとおりとする答申がなされております。

以上です。

(浅野会長)

何か他に出了意見があれば、お願いします。

(山崎水質部会長)

これについては、今後どのように進めて行くかということについて、7ページの方に類型指定のスケジュールが若干変わったところがあります。

もし説明が必要であれば、事務局から説明をお願いします。

(浅野会長)

ありがとうございました。それでは、事務局から補足がありましたらどうぞ。

(野中環境保全課長)

資料の7ページをお開きください。

こちらが年度毎の類型指定のスケジュールになっております。

本県では平成26年から調査を開始しまして、博多湾流入河川、大牟田市内河川を皮切りに開始しております。

その結果を受けまして、平成28年度に初めて県としての水生生物関係の類型指定を行いました。

今回諮問いたしまして答申いただき、告示しましたのは、その次のグループの豊前海流入河川、遠賀川でございます。

今年度は、その次の筑前海流入河川、矢部川流入河川については調査が終了しておりますので、次回の環境審議会で諮問をさせていただき、答申いただいた上で類型指定の手続に移りたいと思っております。

その後、北九州市内河川、それと今お話のありました筑後川、これは1年早い段階で類型指定する予定でしたが、今お話のありましたように昨年の九州北部豪雨災害の関係で1年ずらしまして、2020年に類型指定する予定でございます。

それと並行しまして、海域の水生生物関係の類型指定につきまして、筑前海、博多湾、唐津湾、この3海域について、今調査を開始したところでございます。

こういうスケジュールに沿いまして、今後、県としてもしっかりと調査をいたしまして、その結果に基づいて類型指定の案についてお示ししたいと思っております。

(浅野会長)

ありがとうございました。

それでは、水生生物に関する水質環境基準の類型指定について、何か御質問、御意見はございますか。

特段御質問はないようでございますので、この報告については承って、この審議会としても了承したということにさせていただきます。

次は、「平成30年度水質測定計画の策定について」、これも山崎水質部会長から御報告をお願いします。

(山崎水質部会長)

「平成30年度水質測定計画の策定について」でございます。お手元の資料2を御覧ください。



水質測定計画とは、県内の河川や海域などの公共用水域及び地下水の水質測定について、国の機関及び市町村とともに統一的な見地から総合的に実施するため、県が例年策定しているものです。

平成30年度の水質測定計画の策定につきましては、先ほどの「水生生物保全環境基準の類型指定」に関する諮問事項と同様、平成30年1月22日開催の環境審議会に諮問され、水質部会への付託を受け、同日午後、審議を行いました。

審議の結果、諮問案のとおりとする旨の決議を行い、その後、答申の手続がとられ、配付資料のとおり、同年1月29日に答申がなされております。

この水質測定計画におきましては、先ほど御報告しました水生生物保全に係る項目も、類型指定に基づき、順次、環境基準の評価項目として盛り込まれていくこととなります。

水質部会におきましては、これらの諮問事項に係る審議の後、委員の皆様から「水環境の保全を図るためには、今後とも、今回答申を行いました水質測定計画に基づく、水質の測定・評価に加えて、生物多様性の保全など、幅広い視点に立った施策の充実に取り組んでいくことが望ましい」という意見や助言がございましたので、併せて報告させていただきます。要するに、こういったデータをアーカイブ的に蓄積してだけでなく、それをどう活用していくかというようなことについても検討してみてもどうかということですが、その中で若干意見が出ましたのは、そういったことをやっていくには、コストがかかりますので、コストも十分考えながら、そういったことについて検討してみてもどうか、という意見がありました。

もし委員の皆様から何か補足されることがあれば、また、事務局から補足されることがあったらお願いしたいと思います。以上です。

#### (浅野会長)

ありがとうございました。

それでは、水質部会の委員の方で補足の御発言はございますか。

水質測定計画そのものは毎年のことですので、諮問のとおりで決するというのでよろしいだろうということでしたが、ただ単に数字を毎年調べるだけでいいのか、という御質問、御意見であったかと思えます。

事務局から何かそのことについての考え方がありましたら、御説明をお願いします。

#### (野中環境保全課長)

環境基準につきましては、健康項目と生活環境項目、生活環境項目は従来のBOD、COD等に加えまして、先ほど答申・報告いただきました、生物多様性、水生生物に関する指標が加えられております。

こういった基準項目に基づきまして、継続的に測定を実施し、評価していく、これは非常に重要なことですので、これからはしっかりと実施してまいりたいと考えております。

加えまして、部会長からもお話がありましたように、水環境全体ということで考えますと、水質という指標だけに留まらず、広い視点から施策を打って、それを評価しておくことが重要だという御指摘であろうと思います。

特に、生物多様性に関しましては、今年の3月に第2期行動計画を策定いたしまして、その中で生物多様性の保全と再生を図るという一つの柱として立てております。その中で水環境に関する施策も種々盛り込んでおります。具体的には、生物多様性に配慮した公共工事の推進や川の水環境、そこの水だけで評価することに加えまして、山とか森とか里、そして川、最終的には海、それらは一体として環境としてつながっておりますので、それぞれの環境についてしっかり着目しながら全体的に水環境を良くするような施策を打っていく、そういった視点で具体的な取組を、今回の部会からの御指摘を踏まえまして実施してまいりたいと思っております。以上です。

(浅野会長)

ありがとうございました。

以上のようなことでございますが、何か御意見がございましたら、どうぞお願いします。

(堤委員)

質問ですが、「主な河川構造物」というのがそれぞれの川のところに記載がありまして、例えば37ページの一番上の「(2) 主な河川構造物」のところに、「堰が66か所あり、そのうち8か所に魚道が設置されている」と、それぞれの川について魚道がどれくらい設置されているかということが書いてあります。魚道がどのくらい生物多様性の保全に大事なもののなのか、これについてどう評価されているのか、お聞きしたいと思います。

(浅野会長)

はい。それでは岩崎課長、お願いします。

(岩崎自然環境課長)

今、魚道の件で御指摘いただきましたが、今年3月に策定した生物多様性戦略第二期行動計画では、いろんな分野で生物多様性の視点を取り入れて計画を立てております。

この計画の中で、河川につきましては、「多自然川づくり」という、自然環境に配慮した視点が入っております。

その中でこういった魚道を配備したということでした、生物多様性を進めて行く上で有意義だと思いますし、引き続きやっていけるように、関係部局と話をしてまいりたいと思っております。

(浅野会長)

よろしいですか。

(堤委員)

魚道が生物多様性の保全に重要だという御認識を持っているということですので、例えば国などで、もし設置目標とか、目標値とか、計画の中に何年までに何か所作るとか、そういう計画があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(浅野会長)

それでは国土交通省の西さん、お願いします。

(下條委員代理：西野氏)

国土交通省では、河川整備を行うに当たり、「河川整備基本方針」という方針の下に河川整備計画というものを作るようにしています。

これは、おおむね20年から30年の期間の中で、いわゆる河川の堤防や護岸、あるいは川幅をどうする、といったことを決める計画ですけれども、その中に「環境への配慮」というものもございまして、魚道についても然るべき位置付けがなされています。これは、河川ごとに決められておりまして、一律的に何年までに何か所整備するというのは、個別の河川で異なっているということでございます。

(浅野会長)

はい、ありがとうございます。よろしいですね。

他に何かございますか。

(山崎水質部会長)

補足させていただきます。魚道そのものも当然重要ですが、魚道を作る必要があるというのは、堰があるから魚道を作る必要があるわけです。

さらに、堰が近年洪水対策によって、堰の前を掘っているため、結果的には堰の高さが高くなってきています。それで、堰止めの水が、ずっと次の堰までせき上げているというか、そういう形状になっています。

ですから、水面が階段状になって、いわゆる「瀬」とか「淵」とかができるような場所がなくなっている。堰を改善しても、例えばそういったものが改善されなければ、魚とか、その他の生物は生息しにくい、ということがあります。堰そのものの問題も実は非常に大きな問題で改善すべきですが、これは利害関係者との関係があって、なかなか難しい。難しいですが、今後長い時間をかけてやっていく必要があるのではないか、というのが個人的な意見です。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

いろいろ御意見が出ておりますけれども、事務局としてもしっかりと御検討いただいて、環境保全課と自然環境課が別々に仕事をするのではなく、県として一つの仕事をしているわけですから、連携をとっていただくことが必要だと思います。

また、それぞれの自治体で、「〇〇川を守る会」や「〇〇川を清掃する会」などがあります。あのような活動と今の話はつながっていいはずですし、特にごみをきちんと片付けてもらうことによって、問題の「マイクロプラスチック」対策にもなるわけですから、総合的な施策というのはいくらでもできると思います。おそらく、そういったようなことを考えろというのが御意見だろうと思います。

以前、国でも同じように議論したことがあります。どう考えても今の水質の基準で出てくるものは、国民から見ても分かりませんよね。アルファベットの文字や数字が並んでいて、いいのか悪いのかさっぱり分からない。

本当にこの川はきれいなのか、問題があるのかというのが分かるような目安がないといけないのではないか、というような議論を随分やりました。少しだけ進歩したのは、「透明かどうか」ということで目安を作ろうと、少しは動いてきているんですけども、まだまだです。川をそこに住んでいる方々が見て、「随分きれいになったね」とか「まだまだ問題だね」というのが分かるようなものさしを独自に作っていかなければいけない。

これは、既に自治体の中ではやっているところがあります。島根県が、中海・宍道湖の問題について、特に優れた取組をされておりまして、全国知事会でも表彰しておりますが、県民の方にボランティアになっていただいて、自分で見て回って、報告を年に2回、はがきで出してもらおう。はがきを年2回書くくらいのは割合簡単に付き合えるんですね。そういう形でデータを集めて、新しいものさしを作るということをやっているところがある。

いろいろ工夫がありますので、是非検討してがんばってみてください。

それでは、次に資料の3の「耶馬日田英彦山国定公園英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画の策定について」、馬場公園鳥獣部会長からお願いいたします。

(馬場公園鳥獣部会長)

それでは「耶馬日田英彦山国定公園英彦山及び犬ヶ岳生態系維持回復事業計画の策定について」御報告いたします。資料3を御覧ください。

本件につきましては、1ページにありますように、去る1月22日に開催されました福岡県環境審議会において、審議が公園鳥獣部会に付託されたもので、同日午後公園鳥獣部会を開催し、審議を行いました。

生態系維持回復事業計画は、国定公園内における生態系維持回復事業の実施について、自然公園法の規定により、同事業の適正かつ効果的な実施に資するため、県が公園計画に基づき定めることができるとされている計画です。

事業計画の概要につきましては、3ページを御覧ください。計画の背景・目標については3ページに記述しております。

本事業計画は、シカ食害により生態系への影響が深刻化しております耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区の生態系の維持又は回復を図ることを目標として、同国定公園内でシカの捕獲や防護柵の設置を行うという内容でした。なお、計画期間は、目標を達成する日までとなっておりますが、シカの生息状況の把握、簡易植生調査によるシカ食害の植生への影響の把握等を行い、5年後を目処に総括的な検証を行い必要な見直しを行うこととなっております。

審議の結果、諮問案を審議会答申案とすることが了承され、2月6日から2月19日まで県民意見募集を実施したところ、特に意見が提出されませんでしたので、2ページの答申書の写しのとおり、2月27日付けで答申しております。

公園鳥獣部会からの報告は、以上です。

#### (浅野会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、この件について、何か御質問、御意見はございますか。

耶馬日田英彦山国定公園でのシカによる被害ということで、ただシカを捕まえるだけではなく、食害がひどい場所については防護柵を設け、シカがそこにある貴重な植物を食べないようにするという内容を含めた施策を行うというのが内容です。

よろしいですか。特に御意見がなければ、部会の決議を報告いただき、了承したということにさせていただきます。

続いて、馬場部会長から「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」御説明いただきます。

#### (馬場公園鳥獣部会長)

それでは引き続きまして、「第12次鳥獣保護管理事業計画の変更について」、御報告いたします。資料4を御覧ください。

本件につきましては、1ページにありますように、去る1月22日に開催されました福岡県環境審議会において、審議が公園鳥獣部会に付託されたもので、同日午後に公園鳥獣部会を開催し、審議を行いました。

この事業計画は、鳥獣保護管理法に基づき、国の定めた基本指針に即して、鳥獣保護区の指定や鳥獣の捕獲許可に関する事項などを定めている県の5か年計画であります。

絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律施行令が改正され、国内希少野生動植物種に指定されていたオオタカが2018年（平成30年）4月1日より指定解除されたことに伴い、法施行規則が改正及び基本指針が変更されたため、事業計画の一部を見直すほか、所要の変更を行うというものでした。

変更の概要については、3ページを御覧ください。オオタカに関する捕獲許可基準等を見直したほか、オオタカに係る販売許可証を発行する際の条件を追加しております。また、これに合わせまして、田尻・太郎丸休猟区の指定期間が満了しましたので、同地区を特定猟具使用禁止区域に新規指定しております。

審議の結果、諮問案の元号表記を西暦表記に修正した上で審議会答申案とすることが了承され、2月6日から2月19日まで県民意見募集を実施したところ、特に意見が提出されませんでしたので、2ページの答申書の写しのとおり、2月27日付けで答申しております。

公園鳥獣部会からの報告は、以上です。

(浅野会長)

似たようなものですので、次の資料5「福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の変更について」もお願いします。

(馬場公園鳥獣部会長)

それでは、引き続き「福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の変更について」、報告いたします。資料5を御覧ください。

本件につきましても、去る1月22日に開催されました福岡県環境審議会において、審議が公園鳥獣部会に付託されたもので、同日午後に、公園鳥獣部会を開催して審議を行いました。

本計画は数が著しく増加しているシカについて、長期的な観点から管理を図るために、鳥獣保護管理法の規定に基づきまして、昨年度県が策定した計画です。

変更の理由ですが、鳥獣保護管理法施行規則が改正され、1日当たりの捕獲数の上限が1頭とされていたシカについて、捕獲数の制限が解除されました。これに伴いまして、福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画において実施しておりました、捕獲数の制限緩和措置が無効となったため、当該制限緩和に関する記載を削除するものです。

審議の結果、特に事務局案の修正が必要という意見はありませんでした。

また、2月6日から2月19日まで行った県民意見募集においても特に意見は出されませんでしたので、資料2ページのとおり、「別紙のとおり決定されることが適当である。」として平成30年2月27日付けで変更内容についての答申がなされております。

以上、公園鳥獣部会からの報告を終わります。

(浅野会長)

ありがとうございました。

今、2件続けて御報告いただきましたが、いずれも法改正に伴う本県の取扱いの修正ということです。

オオタカについては、これまで絶滅のおそれのある動物と指定をされていたものが解除されたということです。

シカについては、頭数制限を設ける必要がなくなりましたので、それに合わせた、ということでございます。

この2件について、何か御質問・御意見がございますか。

はい、久留委員。

(久留委員)

シカのことは毎回聞いていますが、オオタカのことをよく分からないのでお尋ねします。希少鳥獣の指定が解除されたということは、増え過ぎている、かなり増えてきたということですか。

また、オオタカの影響というか、他の動物などに影響するのか、オオタカの福岡県内の状況がよく分からないものですから、お尋ねします。

(浅野会長)

はい、分かりました。それでは、岩崎課長。

(岩崎自然環境課長)

オオタカの生息状況ですが、国の資料で申しますと、昭和59年頃、生息数が500羽以下であったのが、平成20年頃には5,800羽くらいに増えてきており、日本全体でも大分増えたので、今回「希少種」からは見直しますが、ただし、防除対策といった措置は講じていきます、ということでございます。

県内についてですが、レッドデータブックの2011年のデータで言いますと、繁殖数が100つがいたということで、生息数は少ないんですが、増加傾向は見られるという状況でございます。

ただ、猛禽類ですので、ハト、あるいは他の鳥獣への被害があるかもしれないということで、先ほど御報告の中の「主な変更点」のところにありますとおり、「オオタカについては、原則鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与える個体が特定されている場合は除く。」ということで、被害がある場合については、こういった措置が講じられる、ということでございます。

(浅野会長)

よろしいですか。

(久留委員)

今までは希少種だったけれども、増えてきたから解除したということですよ。

(浅野会長)

そう考えてくださって結構だと思います。

それでは、他に何が御質問等がございますか。よろしいですか。

では、部会で決議いただいたものについての御報告は全て御了承いただいたということにさせていただきます。

この後、「その他の報告」として、県の事務局から、まず「今年度の主要事業について」の御説明をいただきたいと思います。

(小磯環境政策課長)

平成30年度の環境部の主要事業について、御説明させていただきます。

お手元の資料6を御覧ください。1ページをお願いします。

「アジア自治体間環境協力推進事業」、予算額は4千6百万円余でございます。

この事業は、アジアの友好提携地域等の環境問題の解決のため、本県の環境技術やノウハウ等を活用して環境協力事業を実施するものです。

事業内容ですが、(1)の国際環境人材育成研修では、まず、個別テーマコースとして、中国向けとアセアン・インド向けの2つに分けて、環境施策に関わる職員を招いて、各地域のニーズに応じたテーマに関する研修を実施する予定です。

次に、福岡方式処分場普及展開支援コースとして、ベトナム・フエ省での福岡方式処分場の整備を支援するため、中央政府及びフエ省の廃棄物行政に携わる職員を招いて、処分場の設計や施工に関する研修を実施する予定です。

次に(2)国際環境協力事業ですが、ハノイ市とは、スアンソン処分場の維持管理に関する技術指導を引き続き行います。

ベトナム中央政府とは、フエ省での福岡方式処分場の普及展開に向けた協議・現地調査や、3R啓発支援等を行います。

また、中国・江蘇省とは、工場の排出ガスによる大気汚染対策への協力や南京での環境保護技術展示会への出展を、タイ・バンコク都とは小学校での環境教育の普及に協力する予定です。

さらに、タイ国中央政府とは、シーキウ市処分場に続き、タイ国内での福岡方式処分場の普及展開等の支援を実施してまいります。

2ページをお願いします。

「災害時大気環境観測体制強事業」、予算額は2千百万円余でございます。

災害時の大気環境観測体制や情報発信機能の強化を図るとともに、法改正に対応した大気汚染物質の観測・監視体制を整備するものでございます。

事業の概要でございますが、まず(1)の「観測体制の強靱化」では、固定測定局の耐震



化や、移動測定車についての測定機能強化及び大気常時監視システムのサーバ二重化を行い、観測体制を強化します。

(2)の「情報収集・発信機能の強化」では、情報処理端末の増設やインターネットFAXサービスの導入により、注意報発令や関係機関への通報時間の短縮を図るほか、タブレットの導入により、休日・夜間における対応の迅速化を図ります。

このほか、(3)の「法改正等に対応した有害大気汚染物質の観測・監視」では、関係法令の改正に伴う、測定方法等の整備を行います。

3ページをお願いします。

「食品ロス削減推進事業」、予算額は1千8百万円余でございます。

製造・流通、小売、消費の各段階で発生する食品ロスを削減するための取組を平成28年度から実施しております。

(1)のフードバンク活動についてですが、平成30年度から、食品企業から提供された食品が生活困窮者等に渡るまでのプロセスと、その食品に係る情報を電子データとして保持・共有する「フードバンク活動支援システム」の開発を行います。

また、食品提供企業の開拓やフードバンク団体間のネットワークの構築、活動上の注意事項やノウハウをまとめた「フードバンク活動ガイドライン」の提供等を引き続き行い、フードバンク活動の支援を行ってまいります。

(2)の飲食店や食料品小売店での取組促進につきましては、食品ロス削減に取り組む店舗を「食べもの余らせん隊」として、現時点で734店舗登録しておりますが、これらの店舗を県のHPや民間のWebサイトでPRしてまいります。そしてこの「余らせん隊」を30年度末までに1,000店舗に登録拡大していく予定です。

(3)の家庭への啓発・取組促進として、食品ロス削減に効果が見込まれるクッキングレシピのコンテストを実施しています。

優秀な作品については、県HPで紹介することはもちろんのこと、レシピカードとして小売店舗への配布、レシピの料理実演の動画配信や料理教室講師への研修を行い、県民への周知を図ってまいります。

その他、小学校低学年向けボードゲームの作成など、啓発資材作成、活用等に取り組んでまいります。

4ページをお願いします。

「IoT活用3Rシステム構築事業」、予算額は7百万円余でございます。

商業施設等の業務用電気製品を対象に、IoT技術を活用して稼働状況等をリアルタイムで診断できるシステムを構築します。これにより、効率的な部品交換が実現でき、製品の長寿命化と、部品に含まれる有用金属の確実なリサイクルの実現を目指します。

本事業を実施するに当たっては、(1)のとおり、商業施設や電気製品メーカー、IoT

企業、リサイクル業者、学識経験者等からなる「IoT技術活用3Rシステム構築事業推進協議会」を設立します。本協議会メンバーにおいて、IoT技術を活用したリアルタイム診断の実証試験を実施し、必要な情報の収集と課題の抽出を行います。この実証試験における課題について、協議会で整理し、解決策を検討することで、システムの構築を進めてまいります。

5ページをお願いします。

「浄化槽整備促進事業」、予算額は4億9千万円余でございます。

この事業は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的な合併浄化槽の整備を図るもので、市町村が行う浄化槽整備事業に対し、県費による補助を行うものでございます。

昨年度からの取組として、個人設置型において、単独浄化槽、汲み取り便槽から合併浄化槽への転換を行う場合、従来の浄化槽整備費（本体・工事費）に加え、単独浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費の補助を実施しており、今年度も継続して行います。

これにより、下の図のとおり県民の負担を、81万円から58万円に軽減し、合併浄化槽への転換を促進させるものでございます。

6ページをお願いします。

「産業廃棄物監視指導強化事業」、予算額は5千9百万円余でございます。

この事業は、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・早期対応のため、監視指導体制の強化を図るものです。特に、立ち入り検査の高度化を図り、中間処理施設等の過剰保管の未然防止や火災事故防止対策の強化を行ってまいります。

事業の概要でございますが、今年度の新たな取組として、(1)の「赤外線カメラ搭載ドローンを活用した立入検査における保管量・温度測定の迅速化・高度化」を行います。これにより、廃棄物の正確な保管量や埋立て状況の把握、及び廃棄物全体の温度の測定が可能となり、過剰保管や火災事故の防止を図ります。

また、安定型最終処分場の定期的な掘削調査や、夜間・休日における監視パトロールの実施及び不法投棄マッピングシステムの運用による不法投棄事案への監視指導体制の強化も、継続して実施いたします。

7ページをお願いします。

「自然共生社会推進事業」、予算額は4百万円余でございます。

この事業は、昨年度策定した「福岡県生物多様性戦略第2期行動計画」に基づき、県民による生物の生息・生育場所や希少種の保全活動を促すとともに、外来種の危険性について啓発を行い、県民による防除の仕組みづくりを進めるものであり、今年度新たに実施する事業でございます。

(1)の「希少野生動植物保護対策事業」につきましては、県内の希少野生動植物のうち保護を要する種を検討するため、県内における生息・生育状況の調査を実施するものです。

この調査結果を踏まえ、「希少種保護対策専門家会議」において、科学的知見に基づき、保護を行う種・区域及び保護の手法を検討し、保護対策を推進してまいります。

(2)の「外来種対策事業」につきましては、ヒアリ等の外来種に関する情報提供や、防除手法について、講習会やリーフレット等を通して周知を図るものです。

説明は以上です。

(浅野会長)

はい、それでは、ただ今御説明いただきました、今年度の環境部の主要事業について、御質問や御意見がございましたら、お願いいたします。

はい、門上委員、どうぞ。

(門上委員)

非常に有意義な計画だと思いますが、例えば、具体的な目標設定みたいなものをしていただいた方がいいのではないかと思います。

例えば、食品ロス削減推進事業でしたら、食品ロスが現在何トン出ているので、例えば5年後にそれを何パーセント減らすといった具体的な目標を設定して、それに向かって着実に進んでいるかどうかというようなことをしないと、これをやりましたということだけでは、つまり、何店舗に普及させたかというようなことが実際食品ロスにつながっていかなければ、やってもあまり意味がないとは言いませんが、定量的な評価ができません。

この場合、結果として何トン減った、何パーセント減ったということが目的でしょうか、このような目標設定をして、それに向かって着実に目標を達成しているのかどうか、若しくは達成していなければその原因は何か、原因の解明にもつながっていくと思うので、是非、そのようなやり方をさせていただきたいと思います。

もう1点は、国際協力についてです。パンフレットなどは、現地語、若しくは英語で作ると思いますが、全部HPなどに掲載していただき、国際協力をする人たちが利用できるようにしていただくと、福岡県が作ったものが他でも活用できると思うので、是非お願いしたいと思います。

以上です。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

御意見として承っておきますが、環境基本計画の中に、食品ロスについては何か書いたような気がしますが。

(小磯環境政策課長)

今、2点ほど御指摘いただきました。

まず、目標をしっかりと定めてやるべきではないか、ということですが、まさにそのとおりであると思います。

今年3月に策定いたしました環境総合ビジョンの中で、様々な分野において目標値を設けております。先ほど食品ロスについて例を挙げていただきました。そのものズバリではありませんが、関連するものとして、一般廃棄物の最終処分量を減らしていくことを目標として定めております。食品ロスだけではなく、こういう大きな形で削減等を進めていこうという目標を定めているところでございます。

2点目の国際環境協力についてですが、おっしゃるように、現地の子どもたちのための副読本などは現地の言葉で訳しておりますし、企業等を紹介したパンフレット等につきましても、当然日本語だけでなく、中国語や英語でも作成しております。そういったものを周知するように、今後も進めてまいりたいと思います。

(浅野会長)

他に、御意見はございますか。どうぞ。

(山崎水質部会長)

浄化槽の整備促進事業についてですけれども、合併浄化槽を推進していくということは、水洗化など、非常に効率的な方法であると思いますが、一方、管理が難しい、高度処理というのが難しいというようなことから、それを整備していくと水質汚濁も懸念されるわけです。そういう懸念もありますので、実際にそういった施策を打った後の影響については調べておいた方がいいという気がします。

やはり促進するばかりではいけないかと思います。水質測定計画などありますが、できればいくつか代表的なところの影響などを調べていくということも必要かと思います。

ということで、私の意見とさせていただきます。

(浅野会長)

はい。これは御意見を承ったということによろしいですか。

(山崎水質部会長)

はい。

(浅野会長)

それでは、柳瀬委員、どうぞ。

(柳瀬委員)

私も意見ということで、先ほど門上委員が言われた内容を是非お願いしたいと思います。やはり評価というものはよく見えないというところがあります。

それから、事業の内容について、今日御説明いただきましたが、もう少し細かい内容はHPなどに載っているのでしょうか。

中身がよく分からないので、その事業内容の詳細は公表しているのか教えていただきたいと思います。

(小磯環境政策課長)

県の様々な主要事業について公表しておりますが、基本的にはお手元に示しているレベルでございます。

細かいものについて全て公表しているものではございませんので、もし何かお知りになりたいことがございましたら、お問い合わせいただければと思います。

(浅野会長)

よろしいですか。他に御質問は。河邊委員、どうぞ。

(河邊委員)

2つございまして、まず食品ロスのフードバンク活動の件ですが、具体的に(1)の食に困っている人への支援を、フードバンクを活用してどのように計画しているのか、例えば、フードバンクに登録するのは、材料なのか、それともできあがった製品なのか、教えてください。

それと、浄化槽の整備事業についてですが、宅地の目の前に下水道は来てないけれども、下水道認可区域である場合は、この補助金が受けられなかったのではないかと思います。

そういう場合は不公平感が出るので、その地域で家を建てる方に対する何らかの助成金について検討していただけるといいのではないかと思います。

(浅野会長)

はい、分かりました。久留委員は関連質問ですか。

(久留委員)

食品ロスについてです。

(浅野会長)

はい、どうぞ。一緒に。

(久留委員)

食品ロスのところ、2の(2)のところ、飲食店などの「食べもの余らせん隊の登録推進」ということが書かれていますが、福岡市では確かステッカーを作って、消費者啓発も含め、それから飲食店などでも、食べ物をとにかく残さないように食べましよう、宴会部長でしたか、そういうふうなものを使って、20分前にはちゃんと最後まで食べましようという取組をしていたかと思います。県の場合は、飲食店に対し「食べもの余らせん隊」の登録を促進するというので、それをHPに公開しているだけでどれだけ伝わるのかなという気がします。登録しているところにはステッカーをお店に貼ってもらうとか、そういう形でもっとPRをしていくと消費者にも分かりますし、お店の人たちにもそれを意識してもらおうというような対策がもう少し打てないかなと。私が知らないだけかもしれませんが、もう少し対策を具体的にしてほしいなと思ひまして。意見でございます。

(浅野会長)

はい、ありがとうございました。

他に今の点で関連する御発言ございますか。よろしいですか。

それでは、今の点をまとめて事務局からお願いします。

(佃循環型社会推進課長)

まず、フードバンクに登録するのは製品なのか材料なのかという御質問でございますけれども、これは、基本的には製品でございます。

というのは、そもそもこういったフードバンク活動を確保するためには、食品を提供して下さる企業の皆様が安心して提供して下さる、というのが非常に大事でして、そのためのトレーサビリティを確保するというのが重要でございます。食品、製品に対してバーコードを振って、それが最終的に目的の方に届くまでしっかり把握することで、安心して企業の皆さんに提供していただく、そういうことを狙った事業でございます。

それから、福岡市の取組を例に挙げて、県の取組について御指摘いただきましたが、県でも同様にステッカーを作って、登録していただいている飲食店にお配りしております。

これは、県だけでなく、福岡市、北九州市も同様のことをしてございまして、それぞれ無駄が出ないように、相互に連携して実施しております。

例えば、福岡市が登録して下さるところがあれば、併せて県の方でも登録していただくなど、両政令市と連携を取りながら取り組んでございまして、また、この事業のPRにつきましては、HPに載せるだけでなく、各地の商工会議所にも働きかける、環境系のイベントで啓発する、などしているところでございます。

(久留委員)

ステッカーは、お店に貼ってもらうのですか。

(佃循環型社会推進課長)

そうでございます。

(久留委員)

見たことがない気がします。結構貼っていますか。

(佃循環型社会推進課長)

今ここにあるとおり、七百数十店舗、今のところやっていただいておりますので、そこで貼ってもらっております。

(浅野会長)

はい。浄化槽についてのお答えはいかがですか。

(山口廃棄物対策課長)

公共下水道の区域につきまして、浄化槽の補助金が出ないということについてのお尋ねでございますが、手元に資料はありませんけれども、県の方の浄化槽の整備につきましては、汚水処理構想、福岡県全体のこういう地域は公共下水道、こういう地域は浄化槽でやっていこう、という計画が、市町村の意見を聞いて、地域ごとに決まっています。

今言われた地域というのは、公共下水道で整備する地域に指定されているところだと思われまます。

(河邊委員)

認可区域になっているけれども、まだ来ていないということですね。

(山口廃棄物対策課長)

はい。ですので、計画としては公共下水道でやると市町村が決めていると思います。

そうしますと、浄化槽の地域ではありませんので、県の浄化槽の補助金が使えないということになっているのではないかと思います。

(浅野会長)

多少の矛盾を感じはしますが、しかし、二重に補助金を使うというのは、どう考えても合理的ではありません。仕方ないかと思いますが、そういう不公平感という御意見があるというのは、留意しておく必要がありますね。

はい。よろしいですか。

それでは、県の施策について、まだまだ御意見があるかもしれませんが、どうぞ事務局に御意見をお伝えいただければと思います。

フードバンクの情報システムについては、悪いとは思いませんが、最後の生活困窮者に渡るまでのプロセスを全部明らかにして誰でもアクセスできるのは非常に困ります。個人情報もありますし、いろいろセンシティブな情報が含まれてくるので、そこは当然工夫されると思いますが、気を付けていただきたいと思います。誰でもアクセスできると困りますし、簡単に情報が外に漏れるのも困ります。

それでは、次に、地球温暖化対策の実行計画を福岡県が作っていますが、これについての進捗状況の第1回目の報告をいただけるということですので、お願いいたします。

#### (野中環境保全課長)

それでは資料7に基づきまして説明させていただきます。資料7はA3が2枚と、その後ろにA4が付いておりますが、主にA3の資料2枚を基に説明をさせていただきたいと思っております。

会長からもお話しいただきましたように、本審議会でご審議いただきまして、昨年3月にこの実行計画を策定しました。その計画につきまして、今回初めてとなりますが、策定後1年余りが経過いたしましたので、計画の進捗状況について報告させていただきます。

報告の内容でございますが、まず計画で定めました計画目標について御説明しまして、次にその目標達成に向けた温室効果ガスの排出量、それとエネルギー消費量の最新の予測結果について御報告します。この部分は1枚目の右側の部分になります。その後、2枚目の資料に基づきまして、計画に沿って新たに実施又は拡充した施策を中心に温暖化対策の実施状況について御説明いたします。

それでは、まずA3資料1枚目左上の「計画の基本的事項」について御説明します。

計画策定の趣旨ですが、県民・事業者・行政などの各主体が積極的に地球温暖化対策に取り組むための指針となる新たな計画を策定したものでございます。

そして、この計画は、次に記載しておりますように、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「法定計画」でございます。それと、今年の3月に策定いたしました福岡県環境総合ビジョンの「部門計画」としても位置付けられております。

計画の期間は、2017年度から2030年度までで、おおむね5年ごとに見直しを予定しております。

この計画におきましては、2013年度のデータを基準とし、2030年度の目標を定めております。

その具体的な内容を下の2番に記載しております。

計画の全体目標としましては、2030年度における温室効果ガスの排出量を2013



年度に比べまして26%削減する目標を掲げております。

また、この計画では、「家庭」「事業者」「自動車」という主体別に目標を掲げております。

具体的にはその下に青い文字で書いてありますが、家庭につきましては、世帯当たりのCO<sub>2</sub>の削減を2030年度に41%、エネルギー消費量ですと20%削減するという目標でございます。

事業者につきましては、CO<sub>2</sub>を床面積当たり44%減らす、エネルギーベースでは22%減らす、自動車につきましては、CO<sub>2</sub>ベースで24%減らす、ということで、このように主体別の目標を設定することで、県が定めました全体の目標の達成に向けて、各主体、あるいは市町村とか、いろんな取組をされる際の具体的な目安にさせていただこうということで、主体別に掲げました。

それと、CO<sub>2</sub>削減につきましては、やはり、電源構成により温室効果ガスの排出係数が変動いたしますので、排出係数の影響を受けない指標として、身近な指標として、エネルギー消費量削減の目安を別途設定したというのが、この計画の特徴でございます。

続きまして、右側でございますが、この目標の達成に向けた最新の推計結果について御説明いたします。

まず、全体の温室効果ガスの排出量でございますが、下の方に表を記載しておりますけれども、赤い字で記載しているところが具体的な目標に向けた今の進捗状況ということでございます。

合計のところは26%と書いてありますが、これが2030年度の削減目標です。これに向けまして、現時点では、2年前と比べまして7%削減しているという状況にあります。

そして、ガスの排出量が削減している主な要因につきまして、表の上に記載しております。

この減少している主な要因としましては、この後下の2番の方でも説明いたしますが、エネルギー消費量そのものが減少したことがまずございます。それに加えまして、先ほども申しましたが、電源構成が変化したことです。具体的には原発が一部稼働したこと、それと再生可能エネルギーの普及が進んでいることなどで排出係数が減少しました。この2つの要因によりまして、県内のガス排出量が減ってきているということでございます。

特に電力の使用割合が多い民生部門、具体的には家庭と業務になりますが、これにおける排出量の減少が全体の減少に大きく寄与しているということでございます。

2030年度まで17年間で26%減らすという目標を掲げておりますので、現時点では、この2年間は順調に削減が進んでいるという状況でございます。

その下の2番に移ります。

今度は、主体別の目標達成に向けた進捗状況ということでございますが、家庭、業務、自

動車と分けて書いております。

家庭につきましては、CO<sub>2</sub>排出量で20%余り、エネルギー消費量で9%、業務につきましてはCO<sub>2</sub>排出量で23%余り、エネルギー消費量で9%、自動車につきましては、CO<sub>2</sub>排出量で2%ということで、減ってきております。

家庭、業務部門につきましては、現時点では想定しているよりも早いペースで減少している傾向が見られます。

続きまして、2枚目の方に移ります。

次に、この計画に基づきまして、県で実施しております地球温暖化対策について御説明します。

計画では、地球温暖化対策を大きく2つに分けて体系化しております。

1つは、左端のところに書いてありますが、「温室効果ガスの排出削減と吸収源対策」ということで、いわゆる地球温暖化の緩和策というのが大きな柱としてございます。

それともう1つが、右側の方に書いております、「気候変動の影響への適応」、避けられない気候変動の影響をいかに回避又は軽減していくか、こういった気候変動への適応策をもう1つの柱として掲げております。

まず、緩和策についてですが、大きな柱として、左上に「省エネルギー対策の推進」とあります。これにつきましては、各主体別の取組を促進するということが基本になっておりまして、中ほどに書いておりますように、「家庭における取組」「オフィスビル・店舗・中小企業の向上等における取組」、それと「農林水産業」「運輸」「公共施設」と、こういった各主体の取組を促進するための施策を記載しております。

それに加えて、「低炭素型の都市・地域づくりの推進」といった柱も掲げております。

なお、赤い文字で<sup>新</sup>と書いておりますのが、平成30年度の新規施策でございます。そして、青い文字で<sup>拡</sup>と書いておりますのが、平成30年度の拡充施策でございます。

省エネに関しましては、「中小企業における省エネ取組の促進」について拡充しております。

それと、その下にあります、「県産農林水産物の地産地消の推進」も拡充しております。

それと、その下の運輸のところですが、「公共交通機関や自転車の利用促進」、具体的には、市町村によるコミュニティバスに対する補助制度を拡充するというので、平成30年度から実施しております。

それと、その下の「低炭素型の都市・地域づくりの推進」につきましては、春日地区を舞台としまして、あそこは春日公園や九州大学などがございますが、こういった周辺の公共施設などを対象に、エネルギーの需給構造を総合的に管理・最適化するスマートグリッドの構築、このスマートグリッドと申しますのは、次世代型の電気を送る送電線でネットワ

ークを作っていこうということで、モデル事業を環境省の支援をいただきながら開始している、というものでございます。

その下の⑨「既成住宅地のまちづくり活動支援」ですが、こちらにつきましては、まちの中心部の商店街や空き家を活用しまして、コンパクトなまちづくりを進めて行こうという取組でございます。こういった取組は新たな家を必要としませんし、既存の公共機関を活用できるということで、CO<sub>2</sub>削減にもつながる、ということで、こういったまちづくりを検討しております市町村が中心となっている協議会に補助金を出すということを新たに始めております。

それと、その下の「公共交通アクセス環境改善の支援」ですが、こういった環境改善に取り組む市町村が実施する調査に対する補助制度を新たに設けたということでございます。

続きまして、その下のグループですが、「多様なエネルギーの確保」ということで2つ書いております。1つ目が「再生可能エネルギーの導入促進」です。

エネルギーの地産地消モデルの構築に取り組んでいる市町村に対する支援は、従来からやっておりますが、今年度からはまだモデル構築に至っていない市町村を対象に専門家を派遣しまして、事業手法の検討や計画づくりをしやすくするといった事業を新たに始めております。

もう1つの柱「水素エネルギー利活用の推進」に関しましては、水素・燃料電池の製品開発を支援する仕組みを拡充しております。

続きまして、「温暖化対策に資する取組の促進」として、下の方にございますが、「環境教育の推進」ということで2つ新規事業を掲げております。

1つは、家庭における地球温暖化対策を推進していくために、子どもたちを対象としたワークブックを作成しようと、今年度から事業を始めております。また、こういったワークブックも活用しながら自然体験のキャンプなど野外を含めた環境教育の学習会を開催していこうという取組も新たに実施しております。

こういった取組を通じてCO<sub>2</sub>等の排出量を減らしていこうと、取組を強化しております。

それと、左側に書いてございますが、「吸収源対策の推進」、これは、温室効果ガスを吸収する量をより減らしていこうということで、緩和策の1つとしてここに掲げておりますが、この中で、「森林整備の推進、林業の担い手育成」、それとその下の「公共建築物等、公共工事における県産木材利用促進」、こういった部分の拡充を今年度行っております。

続きまして、右側が適応策に関する部分です。

こちらは、「農林水産業」、「水資源」、「自然生態系」、「自然災害」、「健康」、こういった項目が並んでおりますけれども、このうち「農林水産業に関する対策」の中で、

「高温対策の支援」、具体的には、八女茶を対象に高温に強い品種を育てていくための支援をやっているということで、今年度から新たに始めております。

それと、「自然生態系」の部分で、「健全な生態系の保全・回復と生態系サービスの維持・向上」ということですが、先ほどもちょっと話題になりましたが、生物多様性戦略第二期行動計画を今年の3月に策定しております、これに基づく施策とか、あるいは、生息・生息状況調査、それと外来種に関する注意喚起を行うリーフレットといったものを新たに今年度から事業を開始するという事で拡充と記載しております。

「自然災害」に関しましては、「堤防、治山施設等のインフラ整備」ということで、気候変動に伴って災害が発生することに備えた事業を実施しておりますけれども、この中で、昨年の九州北部豪雨災害では山間部で災害が多発したことを受けまして、特に砂防関係の事業を拡充しております。

最後に「ワンヘルスに関する施策の推進」、ワンヘルスと申しますのは、動物と人間がどちらも感染するような感染症が昨今増えてきているということを受けまして、動物、人それぞれが共に健康を維持できるようにするための施策を推進していこうということでございまして、こういった人畜共通の予防するための市民向けの講習会を開催するとか、普及啓発事業を中心にワンヘルス関連施策を推進していこうということで、気候変動に伴ってこういった施策の重要性が高まっておりますので、適応策の1つとして記載させていただいたところでございます。

ここに記載しております施策の、もう少し具体的な内容につきましては、別添の資料を付けさせていただきます。

時間の関係で一部だけ紹介させていただきます。

こちらは、県庁内の各部から提出いただきまして、私どもで取りまとめたものでございますが、下線部を引いておりますところが平成30年度の新規・拡充施策でございます。

具体的には、1ページの下に、「〔拡充〕中小企業省エネ推進事業」と書いてありますが、一番下の行に書いていますように、「経営者を対象とした省エネ経営セミナー、業種別の補助金セミナーの開催」というのが拡充の内容でございます。

それともう1つ紹介させていただきますと、2ページの一番下のところですが、「〔拡充〕市町村が行うコミュニティバス路線の維持・確保に対する支援」ということで、具体的には下3行にアンダーラインを引いておりますが、「コミュニティバスの運行費への補助に関する補助対象及び補助率の見直し」、「コミュニティバスの新規開設路線についての補助率を優遇」、「路線定期運航のコミュニティバス路線からデマンド交通へ転換した路線への補助率優遇」、といった施策を、交通政策課の方で今年度拡充しているということでございます。

時間の関係でこの資料の説明はここで留めますけれども、この資料2は新規拡充部分に加えまして、従来から実施しております事業についても記載しておりますので、御参照い

ただければと思います。

それでは、最後にA3資料の2枚目に戻っていただきまして、右下のまとめの部分でございます。

今まで説明いたしました内容と今後の県の方針ということで、最後「まとめ」として御報告いたします。

本県の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量は、現時点では、県地球温暖化対策実行計画で定めた目標達成に向けて、想定（トレンド）を上回るペースで減少しております。

しかしながら、経済・天候の状況や、電力需給の安定化に伴う省エネ意識の希薄化等により、削減ペースが低下する懸念もあることから、各部門における更なる取組の促進が必要というふうに認識しております。

このため、県では、地球温暖化対策施策の総合調整と情報共有を行い、県内における地球温暖化対策を一元的に推進する福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議（15課1室）において新たな施策を検討する等、計画の目標達成に取り組んでおり、今後とも県民、事業者、市町村等と連携・協力し、施策を総合的に推進していきたいと考えております。

また、本年6月13日に公布された気候変動適応法において、都道府県及び市町村に「地域気候変動適応計画」の策定の努力義務が規定されました。

本県では本計画においてすでに適応策を位置付けているところでございますが、新法の趣旨を踏まえ、県内における適応策のさらなる充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、長くなりましたけれども、地球温暖化対策実行計画の現在の進捗状況の報告を終わります。

今後とも計画で定めました目標の達成状況とその後の推移、県の地球温暖化対策の進捗状況を取りまとめまして、本審議会でご報告してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**（浅野会長）**

はい。ありがとうございました。

それでは、計画を策定して1年がたったわけですが、御覧いただきましたように、数値的には割合よい結果になったのではないかと報告でした。

今年度は大変な酷暑で、エネルギーの使用量も大幅に増えていると思います。こうしたちょっとした気温の影響によっても数字は動いていきますので、なかなか大変ですが、今のところは順調に来ている、という話だと思います。

何か御質問、御意見等ございましたら。はい、野田委員、どうぞ。

(野田委員)

すみません。長時間にわたっておりますけれども、質問させていただきます。

今、会長もおっしゃいましたが、2012年が九州北部豪雨、そして5年後、2017年7月5日に九州北部豪雨、そして今年、西日本豪雨が、1年後の7月6日に起きてしまいました。

このことをどのように捉えたらいいのか、本当に順調に行っているといっているのか、この数字でいいのか、ということについて、質問させてください。

(浅野会長)

順調というのは、計画で立てた「2030年までに26%削減」ということを前提にした話では、順調に行っているということです。

ただ、この後に「2050年までに80%削減」という目標があります。

それはまだ、県として「2050年までに80%削減」をどうするかということについての計画を明確には出していませんが、しかし、国の計画の中では「2050年までに80%削減」ということをはっきりと目指しています。

ですから、それを考えながら、とにかくまず「2030年までに26%削減」を絶対に達成しなければなりません、その絶対に達成しなければならない一番の鍵になっているのは、エネルギー供給側の取組なんですね。

ですから、そこは決して安心できないことは事実です。

それと、ずっと最近の災害の報道を聞いていて大変気になるのは、NHKのニュースの中で「気候変動の影響」だと一言も言っていないことです。

昨日ついに1回だけ出てきました。

報道側が「気候変動の影響」だと一切報道しないのですが、サイエンスの世界では以前から言われたことがそのとおりに起こっています。随分前からいろいろ研究され、言われていたとおりになっているということについて、全然報道しないことに対しては、危険だなと思っています。

(野田委員)

分かりました。しっかりと取り組んでください。

(浅野会長)

はい、どうぞ。岳委員。

(岳委員)

「まちの緑の創造」ということで県有施設の緑化推進、それと、「オフィスビル・店舗・中小企業の工場等における取組」の中の、太陽光発電、LEDへの取組に興味があります。省エネという言葉が目立ちますし、省エネ意識の希薄化を心配されていると思いますが、今の野田委員のお話や会長のお話にもあるように、もう1つの視点として、熱や温度を下げる取組の強化というのは大事ではないか。省エネ、というよりは、命に関わる対策として、熱中症対策やヒートアイランド現象対策も考慮していただきたいと思います

母を病院に連れて行くと、医者からは「クーラーはつけっぱなしにしなさい」と言われます。今はなるべくエネルギーを使わない施策がすごく多いと思いますが、ヒートアイランド対策では、例えば霧が吹くスプリンクラーの設置や更なる緑化の推進など、健康面を考え、熱や温度を下げる取組の強化が必要ではないかと思っています。

熱中症対策やヒートアイランド現象対策を考慮した施策を更に推進していただきたいと思いますが、その視点ではいかがでしょうか。

#### (浅野会長)

大変大事な御指摘だと思います。

省エネと書いているので、「使うな、使うな」と言っているように見えますが、実はこの計画の中で適応ということを両方並べて書きました。

以前は省エネだけを言って、根性で頑張る、みたいなこと言っていましたが、根性で頑張ると「適応」の中では死者が出ます。根性ではだめなんですね。

そうすると、例えば10年もののクーラーを取り替えると、付けっ放しにしているも今までよりもはるかにエネルギーはいりません。あるいは15年ものの冷蔵庫を買い替えていただければ、今までの3分の1のエネルギーで使えるんですね。

ですから、ここで言っているのは、努力をして頑張ってください、エネルギーを使わないようにスイッチを切ってください、ということは余り強調しておりません。

むしろ、これから先は設備で勝負する以外ない、という考え方が前面に出ています

ですから、おっしゃるとおりなので、誤解を与えることがないように、行政は県民にPRする必要があると思いますし、計画を作るときに私もよく知らなかったのですが、クーラーは付けたり消したりするともものすごいエネルギーが必要で、付けっ放しの方が余程エネルギーが少なくて済む、ということをもっと県民にPRした方がいいという意見も出てきています。

そういったようなことは本当に大事な点だろうと思います。

#### (岳委員)

エネルギーをかけるところにはかけて、かけないところにはかけないということが大事ではないかと思いますが、今の御説明でよく分かりました。よろしくお願いします。

(浅野会長)

他に何かございますか。どうぞ。

(田中(昭)委員)

A3の資料の1枚目の右に「福岡県の温室効果ガス排出量」という表がありますが、一番下に、冒頭、会長から御説明・御指摘があったかと思いますが、代替フロン等4ガスというのがありまして、ここだけが増えております。

割合からすると微々たるものですが、せっきく他のところが堅調に減っているのに、これだけが増えているのが目立つというか、せっきく努力されているのに、ここをもう少し何とかできないかというのがございます。

また、A4の資料の4ページに「CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガス排出削減の推進」ということで、「回収業者の登録」などが記載されていますが、比較的目標達成できる内容ではないかと思いますが、頑張ってくださいなと思います。ここをもう少し充実させることはできないかと思ひまして、質問させていただきました。

(浅野会長)

はい。ありがとうございました。

この点は、環境省、経済産業省ともに大変努力をされていて、両者が一緒になって法律改正しました。

今、代替フロンといってオゾン層を破壊しない物質が開発されて、それが大幅に出回ったのはいいけれども、そろそろ買い替える時期に来ています。

それをきちんと回収しないで、外に出てしまっている。これがものすごい量になっていて、なかなか回収率が上がっていません。

何とか回収率を倍にしたいと、法律改正もしたのですが、なかなかPRがうまくいっていません。

業務用の機器の大型のものは結構回収されているらしいというデータがようやく分かってきましたが、小型のものがまだまだです。

小型の冷凍機や冷蔵庫のようなものを廃棄するときに、きちんとガスを抜かないで無造作に廃棄してしまっている。ここをなんとかしないといけない。非常に大きな問題です

最後は個々のユーザーの方、大企業は大体分かっていますが、中小の業者や一般家庭がそのことをしっかり認識して、ちゃんとした業者に外してもらおうということを徹底しないとけません。

今御指摘のとおりで、これは県としてもしっかりとPRしていただきたいな、と思っております。是非事務局も頑張ってくださいなと思います。

はい、どうぞ。



(柳瀬委員)

今の会長の説明の補足ということによろしいでしょうか。

福岡大学でもエアコンを交換するときには、いわゆる廃棄物のマニフェストと同じような、フロン回収の書類をまとめて出すように、業者対応をしております

また、エアコンにつきましても、効率型に替えることによって、16階建ての文系センターの電力使用量が、実際に30%削減できていますので、やはり新しい効率型の空調に替えるということは効果的だと思います。

(浅野会長)

はい。他にも御質問、御意見があるかもしれませんが、時間が大分押してきましたので、また何かございましたら、事務局にお知らせください。

それでは、「温泉法に基づく土地の掘削並びに増掘及び動力の装置の許可申請」について、糸井部会長から報告をお願いします。

(糸井温泉部会長)

温泉部会、部会長の糸井です。

前回の環境審議会の開催以降、温泉部会を2回開催しており、その審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。

資料8を御覧ください。

なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきますので御了承ください。

したがいまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載にとどめさせていただいております。

委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは1ページを御覧ください。

平成30年1月12日に諮問がなされ会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請1件につきまして、同年2月5日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

次に2ページを御覧ください。

審議の結果、土地の掘削の許可申請の1件については「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年2月27日に答申がなされております。

次に3ページを御覧ください。

平成30年5月18日に諮問がなされ会長から付託を受けました、土地の掘削及び動力の装置の許可申請4件につきまして、同年6月21日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

次に4ページを御覧ください。

審議の結果、土地の掘削の許可申請の2件については「許可に支障あり」、残りの1件と動力の装置の許可申請の1件については「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年7月11日に答申がなされております。

以上でございます。

(浅野会長)

はい。それでは、おそらく御質問があるかと思しますので、事務局で「支障あり」となった経過について、支障がない限りで説明してください。

(岩崎自然環境課長)

4ページの資料ですけれども、温泉法の場合、通常、申請につきまして、「こういう場合に該当する場合を除いては許可をしなければならない」となっております。この「除く場合」とは、「温泉湧出量、若しくは温泉温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき」となっております。まさに、この2号と3号の案件につきましては、それに該当する、という判断でございます。

これにつきましては、申請された温泉の源泉の近くに温泉がございまして、そこと水脈が共通していること、そして、温泉の成分に類似性があることから、ここを掘った場合に他に対する影響があると認め、不許可とさせていただいたものでございます。

(浅野会長)

これは随分時間がかかっていて、ずっと継続でやってきましたが、結局他に影響がないということが明らかにできない、ということで、最終的に部会としては、このような結論を出されましたので、会長もそのことについては了承いたしております。

それでは他に何か御質問はございますか。よろしければ、この報告についても承って、この審議会としても了承したということにさせていただきたいと存じます。

それでは、最後ですが、審議事項となっておりますけれども、ごくごく事務的なお話でございますので、事務局から説明をお願いいたします。

(小磯環境政策課長)

お手元の、資料9を御覧いただきたいと思っております。「福岡県環境審議会における会議の傍聴手続の見直しについて」でございます。

まず、傍聴手続の見直しを提案する理由についてですが、現在、当審議会の傍聴手続については、平成13年2月の審議会で決定された、「福岡県環境審議会における会議の公開について」という公開要領に基づき、傍聴者には、受付で氏名と住所の記載を求めています。

しかしながら、同要領において、「傍聴者の範囲は県民に限らない」としており、住

所を記載させる必要性が乏しいため、今回、手続の見直しを提案させていただくものです。

具体的には、「2 改正(案)」のとおり、「氏名、住所」と記載しているところを「氏名」のみの記載という形で改正させていただきたいと思えます。

なお、その後ろのページには改正後の全文、更にその後ろには現行の要領を添付させていただいております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

(浅野会長)

ただ今の提案の趣旨はお分かりいただけましたでしょうか。要するに傍聴者の資格について制限を加えておらず、殊更住所を書いていただく必要はないので、それをやめましょう、というものです。

特に御質問、御意見はございませんか。

それでは、御異論なきと認め、このように決定させていただきます。

ありがとうございました。

それでは本日、皆様にお諮りするものは以上でございます。

事務局から何かございましたら、お願いいたします。

(小磯環境政策課長)

事務局からは特にございません。

(浅野会長)

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(環境政策課：鐘ヶ江企画広報監)

浅野会長、議事の進行ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたり、熱心に御審議いただきありがとうございました。県といたしましては、当審議会の御意見を十分に踏まえ、今後の施策を進めてまいりたいと思えます。

今後とも、県の環境行政に対し、なお一層の御指導、御支援を賜りますよう重ねてお願いいたします。

これをもちまして、平成30年度第1回福岡県環境審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。